子育て支援医療費受給者証を送付

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までを対象に入院・通院時の医療費を助成しています。

制度対象者のうち新中学1年生には、有効期限を令和7年3月まで延長した受給者証（白色・さくら色）を3月中に送付します。

※生活保護など他の公的医療制度を受けているのに受給者証が届いた人や、対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。

■助成内容

	0歳～3歳未満	3歳～中学3年生
入院	受給者証（白色） 【自己負担額】1カ月200円 ※1医療機関ごと、医科・歯科別。	受給者証（白色） 【自己負担額】1カ月200円 ※1医療機関ごと、医科・歯科別。
通院		受給者証（さくら色） 【自己負担額】1カ月200円 ※1医療機関ごと、医科・歯科別。

問国保医療課医療係（☎983-2976）

保険証を4月に更新

八幡市国民健康保険（国保）の保険証を4月に更新します（有効期間は2年。ただし、有効期間内に75歳になる人は誕生日の前日まで。外国人は在留期限の翌日まで）。

保険料を滞納していない人には、3月中旬に簡易書留で郵送します。3月末までに届いていない場合は、国保医療課までお問い合わせください。

※旧保険証は、4月1日以降、国保医療課へ返還または細かく裁断するなどして確実に処分をしてください。

※新保険証は薄黄色。また、被保険者記号番号に加えて、個人を識別するための2桁の枝番が記載されています。

問国保医療課国保係（☎983・2962）

国民健康保険／後期高齢者医療制度

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険（国保）または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間（令和2年8月1日～令和3年7月31日）に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の限度額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

■70歳未満の人

所得金額（※）	区分	限度額
901万円を超える	ア	212万円
600万円を超え901万円以下	イ	141万円
210万円を超え600万円以下	ウ	67万円
210万円以下	エ	60万円
市民税非課税世帯	オ	34万円

※所得金額＝総所得金額等から基礎控除を引いたもの

■70歳以上の人

所得区分		限度額
現役並み所得者	現役並みⅢ（住民税課税所得690万円以上）	212万円
	現役並みⅡ（住民税課税所得380万円以上）	141万円
	現役並みⅠ（住民税課税所得145万円以上）	67万円
一般		56万円
低所得Ⅱ（※1）		31万円
低所得Ⅰ（※2）		19万円（※3）

※1 市民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人
※2 市民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除）を差し引いたときに0円となる人。
※3 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人および後期高齢者医療制度に加入していた人には3月下旬から順次支給申請のお知らせを送付する予定ですので、申請してください。

他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた人は、その自己負担額も合算できます。詳しくは令和3年7月31日時点で加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

※医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料などは対象になりません。

問国保医療課（☎983-2962〈国保〉、983-2976〈後期〉）

やわたエコかるた 環境教育絵本 完成しました

本市では、地球温暖化対策を推進するため、「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、普及啓発に取り組んでいます。

その取り組みの一環として、楽しみながら環境やエコについて学べるカルタと絵本が完成しました。

●やわたエコかるた

エコかるたの読み札は、全国から寄せられた約1200点もの応募作品の中から46作品を採用。絵札も数々のキャラクターを楽しいデザインで登場させています。

かるたは市ホームページからダウンロードできます。厚紙で印刷し、切り取るとかるたとして使用できます。ご家族等で楽しみながら、ご活用ください。

※かるたの販売はしておりません。

エコかるた

環境教育絵本

●環境教育絵本
「やわたのまちを
しらべてみよう！No.2」

八幡市環境市民ネットとの協働で作成した絵本で、キャラクターが市内の名所を巡りながら、水の大切さを伝える内容となっています。図書館や市内公民館、市ホームページなどから入手できます。ぜひご覧ください。

COOL CHOICE（クールチョイス）とは　二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するために、省エネ・低炭素化につながる製品・サービス・行動などを「賢く（クール）選択（チョイス）」していこうとする地球温暖化対策のための国民運動です。

問環境保全課（☎983-2795）

正しいごみ捨てにご協力を

春からの新生活に向けた引っ越しなどで、ごみの量が増えるこの季節。特に注意が必要なごみの捨て方や分別についてお知らせします。

ごみ出しの基本ルール

（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラマーク製品）

●ごみ袋は必ず45ℓ以内の透明または白色半透明の袋を使用
●45ℓのごみ袋の口を結び、片手で持ち上げられるもの
●1回の収集につき1世帯2袋まで。3袋目からは有料袋を利用（1枚150円で環境業務課で販売）

ごみの捨て方で間違いが多いもの

●布団や寝具類、座布団の廃棄は「燃やさないごみ」扱い
●45ℓのごみ袋に入らない場合は「大型ごみ」扱いで有料。環境業務課へ持ち込みまたは戸別収集のご利用を
※大型ごみは1日5点まで。
●プラスチック製のおもちゃやプラマークがついていないプラスチック製品は「燃やさないごみ」扱い

多量に出たごみの捨て方

多量のごみや大型ごみは、ごみの定点収集場所に絶対出さないでください。

多量のごみの自己搬入ができる人は、環境業務課で指示書の発行を受けた後、城南衛生管理組合処理施設へ直接搬入してください。

自己搬入が困難な人は、「家庭ごみ分別・収集日カレンダー」の裏面に掲載している一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することもできます。

※料金等は業者にご確認ください。

問環境業務課（☎983-1114）